

第三十四回国会 商工委員会 議 録 第三十号

昭和三十五年四月十一日(月曜日)

午前十一時十七分開議

出席委員

委員長 中村 幸八君

理事小川 平二君 理事長谷川四郎君

理事南 好雄君 理事武藤 武雄君

池田 清志君 岡本 茂君

加藤 精三君 加藤 高蔵君

鍛冶 良作君 久野 忠治君

田中 榮一君 田中 龍夫君

竹下 登君 二階堂 進君

野田 武夫君 藤枝 泉介君

板川 正吾君 勝澤 芳雄君

北條 秀一君

出席國務大臣 池田 勇人君

出席府委員 通商産業事務官 齋藤 正年君

(大臣官房長) 通商産業事務官 松尾 金蔵君

(企業局長) 特許庁長官 井上 尚一君

委員外の出席者 通商産業事務官 藤田 正次君

(企業局商務課長) 通商産業事務官 土屋 正雄君

(特許庁総務部 総務課長) 門 員 越田 清七君

四月八日

委員小林正美君辞任につき、その補

欠として河上丈太郎君が議長の名

で委員に選任された。

同月十一日

委員江崎真澄君、鹿野彦吉君、始岡

伊平君、關谷勝利君、田中彰治君、

濱田正信君、細田義安君及び渡邊本

治君辞任につき、その補欠として竹

下登君、池田清志君、二階堂進君、

久野忠治君、鍛冶良作君、藤枝泉介

君、加藤高蔵君及び加藤精三君が議

長の指名で委員に選任された。

同日

委員池田清志君、加藤精三君、加藤

高蔵君、鍛冶良作君、久野忠治君、

竹下登君、二階堂進君及び藤枝泉介

君辞任につき、その補欠として鹿野

彦吉君、渡邊本治君、細田義安君、

田中彰治君、關谷勝利君、江崎真澄

君、始岡伊平君及び濱田正信君が議

長の指名で委員に選任された。

四月八日

米國コンプロ社の日本進出反対に關

する陳情書(阿久根市鶴見町三十番

地九州水協協会長松庄右エ門)(第五

七二二号)

同(大阪市北区曾根崎上一丁目三十

九番地中日本水協協會長生産者協議

會長藤原勝美)(第六八七号)

石炭産業振興対策の促進に關する陳

情書(福岡市薬院堀端七丁目百二十

三番地福岡県町村議會議長會長松本

富士雄)(第五九七号)

中小企業振興対策の推進等に關する

陳情書(盛岡市内丸一番地岩手県中

小企業団体中央會長山本弥之助外一

名)(第五九五号)

貿易の自由化及び輸出入取引法の改

正に關する陳情書(青森市大町六丁

目六十三番地青森県農業協同組合中

央會長山内亮外二名)(第六一三三号)

貿易自由化のための根本的市場対策

確立等に關する陳情書(大阪市西区

四ツ橋交差点関西中小企業日中貿易

協議會委員長森井庄内)(第六一四

号)

離島振興地域の林業関係公共事業費

増額に關する陳情書(大分県議會議

長小林政治)(第六六〇号)

日朝直接貿易促進に關する陳情書

(高岡市議會議長金丸勝治)(第六六

一号)

同(垣山市議會議長羽村寛)(第六九

〇号)

電気料金値上げ反対に關する陳情

書(大分県議會議長小林政治)(第六

六二二号)

貿易自由化に伴う中小企業対策の確

立に關する陳情書(大阪府議會議長

村主好磨)(第六八八号)

は本委員会に参考送付された。

本日の會議に付した案件

割賦販売法案(内閣提出第一一八号)

弁理士法の一部を改正する法律案

(内閣提出第九四号)(參議院送付)

〇中村委員長 これより會議を開きま

す。

割賦販売法案を議題とし、審査を進

めます。

質疑の通告がありますので、順次こ

れを許します。勝澤芳雄君。

〇勝澤委員 ただいま議題になりました

た割賦販売法につきまして、最初に質

問いたしたいと思うのですが、その前

に、この「ワップ」販売法が、「カッパ

か」ということですが、どうも語源が

はつきりしてないようでありますの

で、この際一つ大臣に、この読み名を

どういふふうによつていくかという点

について、先ほどからここで問題に

なっておりますので、最初に一つ御解

明願したいと思います。

〇池田國務大臣 私は国文学者ではご

ざいせんが、一応「カッパ」と読むの

がほんとうじゃございませんか。

〇松尾(金)政府委員 ただいま大臣か

ら申し上げましたように、この法律で

うたつております割賦販売は、この文

字をどういふふうに発言して読むかと

いう点は、私も審議をいたします過

程では、若干その間行き来はございま

したけれども、現在内閣法制局におき

まして相当慎重に検討をしました結

果、この文字を内閣法制局としては

「カッパ」と読むように、一応見解を統

一しております。現在一般的には、

「カッパ」という読み方と「ワップ」と

いう読み方の双方が行なわれておると

いうのが、どうも事実のようでありま

す。また沿革的に見ますと、「ワップ」

という読みの方が、あるいは昔から

比較的古い読み方ではないかという見

解もございます。辞典等を引きますと

「ワップ」という読み方を掲載して

おるものもかなりございます。しかし

また「カッパ」と読んでおるものもござ

います。しかし、内閣法制的の内部

で検討をいたしました結果、これを

「カッパ」と読むことに、内閣としては

しましては、おそらくこの「ワップ」と

いう読み方は、これを語源的に見ます

と、「ワリフ」――「ワリフ」の「ワリ」は

同じ「割」でございまして、「フ」の方は

符節とか符号の符の字でございませ

あ。割符というのから語源的には由

来しておつて、符は、かつて昔、通行

札その他によりまして、割つて使うこ

とができるという意味の割符、そうい

う「ワリフ」が音便で「ワップ」となつた

のではなからうか、そういう語源とい

いますか、沿革があるのではないかと

思います。しかし、ここで使つており

ます割賦の賦の字は、今申しました符

ではなくして、いわゆる賦払いの賦、

つまり割り付けるといふ意味の賦だと

いうことに漢字がなつておりますの

で、そういう意味からいいますと、こ

こで書いておりますこの割賦の字は分

割賦払いという意味であらう、そうい

うようなことを理由といたしまして、

ここでは「カッパ」という読み方に見解

を統一しておる、こういう意味合いで

ございます。

〇勝澤委員 語源の問題につきましては

は、いずれまた學者なり参考人と呼ん

で一つ十分お聞かせ願いたいと思いま

す。

それでは、この割賦販売に對する政

府の基本的な考え方について大臣にお

尋ねをいたします。

〇池田國務大臣 從來からわが國にお

きましては割賦販売のことはあつた

のでございまして。しかし、今後生産が

増大し、そうしてこれを健全な消費に

向けていくためには、やはり欧米諸國

でやっております。割賦販売制度を育成していくことが必要である。生産、消費の合理的方法を考えるのみならず、進んでは経済、金融の調整をする一つの手段として伸びていくことが、私は、国力の発展、経済の上昇に必要であると考えております。御承知の通り、金融調整につきましては、今わが国でやっております公定歩合の問題がございまして、そうしてまた制度として設けておりますところの支払い準備金制度、いわゆる預金準備金制度がございまして、しかし、外国におきましては、この公定歩合と預金準備金の二つの制度以外に、割賦販売制度の利用と公債政策、いわゆるオープン・マーケット・オペレーション、この四つの方法で金融を調整しております。わが国におきましては従来公定歩合だけであった。二年前に預金準備金制度を設けて、一回これを使用しておりますが、今後経済の拡大につれて割賦販売制度によつての金融調整が必要である。また今公債が非常に少のうございまして、公債あるいはことに社債市場の育成をはかりました上におきましては、やはり日本銀行のオープン・マーケット・オペレーションといふこと、この四つで金融調整をやっていくことが必要であり、また外国もそれをやっております。私は、当面の問題といたしましては、生産と消費の健全な発達というのを考えて割賦販売に踏み切つたのでございまして、これがだんだん伸びていきます場合にございましては、金融調整の一つの役割をするものと考えております。

○勝澤委員 政府の基本的な考え方につきましてはよくわかりました。そこで、この法律を制定するに至つたまでの経過について一つ御説明願ひたいと思います。

○池田国務大臣 私はそういう基本的な考え方を持っておりまして、就任以来事務当局に割賦販売制度の法案制定を言ひつけたのであります。経過につきましては関係局長より御説明申し上げます。

○松尾(金)政府委員 割賦販売の問題につきましては、ただいま大臣からお話をいたしましたように、通産省全体として政策的にも生産の面にもつながるいはば消費者行政という、これは非常に形の熟しない言葉でございますが、そういう意味からかねて長い間検討をいたしましたことでも来ておつたのであります。約一年半ばかり前から、すでに通産省におきまして、産業合理化審議会の流通部会におきまして、この割賦販売の問題を、まず取り上げて検討を続けてきていただいたのであります。

またまたその少し以前から、御承知の百貨店におけるチケット販売の問題が、非常に政策的に小売商との間に問題がございまして、そのときすでにこのようなトラブルに対してとりあえずの措置として、通産大臣から百貨店がチケット販売を今以上に広げること、ストップしてもらいたい、自粛をしてもらいたいという要請を出したのであります。しかしその後におきまして、百貨店においていわゆるチケット販売についてどの程度の自粛策をとつてもらうかという点につきまして、問題があつたのであります。またまたそういう

時期にも際会いたしましたので、流通部会におきましては、割賦販売の基本的な問題と、またその一部の問題としてのチケット販売の問題、特に百貨店と小売商との関係の問題、こういう点をあわせて議論をしてもらつたのであります。今申しました百貨店のチケット販売の問題につきましては、すでに昨年の夏ごろこれについて一応答申を得まして、その問題は昨年中にすでに百貨店の自粛という形で処理いたしました。引き続きましてチケット販売も含めまして、割賦販売の本質論、また全体の取引の健全化の問題に論議が移りまして、先般流通部会の答申が得られたわけでございます。その内容を骨子といたしまして法文化いたしましたのが、今回の割賦販売法案でございます。これまでの経過は近い例で約一年、あるいは一年半ぐらいの審議を経て、この法案の提出に運んできたわけでございます。

○勝澤委員 産業合理化審議会の流通部会の中で、これに対する十分な議論が戦わされたようでありますけれども、特にそのメンバーを見てみますと、私は、やはり消費者の代表といふのが少ないように思ふのであります。が、そういう観点からこの法案の作成にあつた、一体どういふ立場で議論が行なわれ、そして意見の相違点がどのような形で出されておつたかといふ点について一つ御説明を願ひたい。

○松尾(金)政府委員 ただいま申しましたように、この流通部会におきましては、当時特に百貨店のチケット販売の問題の議論が非常に多く出たのであります。しかし、この問題は、先ほど申しましたように、昨年中に一応問題の処理が済みました。従ひまして、割賦販売の本質論の問題につきましては、全体の意見の中で、特に極端に相対立する意見はなかつたように思います。しかし各委員の方々の御意見を連絡してみますと、一部の委員の方々から、割賦販売という制度は、いわゆる物を買いやすくするといふ点では、確かによい面もあるだろうけれども、やはり日本古来のいわゆる勤儉貯蓄の思想からいふと、この割賦販売があまり広く利用されると問題があるといふことに比較的重点を置いて意見を言われたのであります。しかしまた逆に現在の状況において割賦販売が健全に育つ限りには、むしろこれを伸ばすべきだといふ御意見もございました。その両方の議論がございましたが、これはもちろん極端に相対立する議論といふのではなくして、そういうニュアンスが双方にあつて、その幅の中でいろいろ議論が出た、今お話の出ました消費者代表といふ意味では、必ずしもございませんが、消費者、特に関係の深い学識経験者の中からの御意見も、今申しました幅の中の御意見も出なかつたといふふうに承知しております。

○勝澤委員 それではこの流通部会の議事録等につきましては、いずれあとでお見せいただくことにいたします。大臣お急ぎのようですから、重要な二、三の点だけにしほつて、ちよつと時間をおかりしたいと思ひます。最近都市銀行の中で消費者金融といふ問題について、相当積極的になつてきたようでありまして、この消費者金融に対する政府のお考えを、まずお尋ねいたしたいと思います。

○池田国務大臣 都市銀行のうちで、この点に力を入れておるのは日本勧業銀行だと思つておられますが、時代の趨勢がだんだんこうなつて参りますので、今の割賦販売といふことは、間接的には、やっております。たとえば自動車、バイク、あるいは別荘、製造会社以外に販売会社でございまして金融をつておる。それからまた耐久消費財、たとえば電気冷蔵庫とかあるいはテレビ、ラジオ等につきましては、これは小売商と生産者の間に金融の道をつける、こういうふうにして割賦販売——消費者と製造者との間のものでなしに、販売業者と生産者との間には実質的なそれをやっております。しかしまた都市銀行全部がこれに向かつていっておるといふところまでは、いつていないと思ひます。

○勝澤委員 大臣、こういうことなんですけれども、山陽日銀總裁ですか、消費者金融について、少しまだ早過ぎるんじゃないだろうか、こういう意見が出ています。どうですか。そこでそれも含めましてもう一步進めて、割賦販売に対する金融の考え方についてお尋ねいたしたいのですが、欧米の諸国を見ても、月賦販売に対する金融の月賦金融会社といふようなものができています。どうですか。これは、どういふものに対してのお考えはありますか。

○池田国務大臣 それは当初の御質問にお答え申し上げましたこととく、私は健全な消費といふことは、経済の拡大にぜひ必要なことであると考えておるのであります。この点につきまして日銀總裁がどうおっしゃるうとも、私は通産大臣として生産を伸ばし健全な消

費をするということが国力の発展に必要である、こう考えて踏み切ったのであります。従いまして今回この法案を御審議願ひ、これが施行されるに至りましては、その普及のテンポ等を見まして、割賦販売制度の活用につきまして力を入れていきたいと考えております。

○勝澤委員 そうしますと金融の措置についても、相当通産大臣としてはお考えになつてゐる、こういうふうに理解してよろしくございませうか。

○池田国務大臣 そうすることが経済発展の一つの役をなす、従つて私としてもそうしていききたいと考えております。

○勝澤委員 次に消費者の信用調査機構についてお尋ねをいたしたいのですが、やはりこの割賦に対する政策を進めていく中では、当然この信用調査機構というものが、相当重要なものになつてくると思うのですが、これに対する考え方と、それから動産抵当制度やあるいは貸し倒れなどに対する保険の信用保険制度、この二つの問題についてのお考えを……

○池田国務大臣 信用調査と申ししましても、銀行からたくさん金を借り入れる場合の調査のようなものではないのでございませう。消費財のものであり、しかもこれは現に存してあり、またこの割賦販売法によりまして所有権は、まだ販売者に残つておる、こういうふうなことでございませうので、私は世間にいわれる信用調査というふうなことは、今現に日本でもございせんが、これによつて信用調査機構を設けるといふふうなところまではいかないと、耐久消費

財でございませうから。今後やはり先ほど申し上げましたように、この状況を見まして——そしていろいろな点も起こつてくると思ひます。また例の信販会社、こういうふうなものは私は相当伸びていくのではないかとと思ひますが、この点につきましてもデパートと、あるいは一般小売商との関係がございませうので、今後この割賦販売とそれにつきものである信販会社、そしてそれから起こるデパート並びに小売業者との関係、これは今後常に注意をして行き過ぎのないように、割賦販売制度、信販制度が健全な発達をなすよう心がけていきたいと考えております。

○勝澤委員 ちよん大臣も御承知だと思ひますけれども、この割賦販売というものは、私はただ単なる経済政策の面からのものでなくて、いわゆる中小企業の保護育成、むしろ社会政策的な面からも考えるべき点があるのではないだらうか、こう思ひます。中小企業の発展助成のための当然長期の金融あるいは税制、こういう問題が具体的な問題になつてこようと思ひますが、そういう点におきましてもぜひこの系列下のものだけでなく、中小企業の保護育成、社会政策的な面、こういうものも一つお考えをいただきたいと思ひます。

○池田国務大臣 先ほど申し上げましたような気持を持っておりますので、今後中小企業の問題については十分注意していききたいと思ひております。

○勝澤委員 それでは大臣もお急ぎのようございませうから、あと局長の方に質問を進めて参りたいと思ひますが、この法律施行にあつた割賦販売の現況は、大体私は四つあるのじやないだらうか。一つは独立で一般の小売業者が、あるいは月賦販売専門店、こ

ういう形でやつてゐる方式と、二つ目には支払いを代行してゐるやり方の専門的な機関を設けてゐるチケットあるいは日信販、こういうもの、三番目にはメーカーの系列の中で行なわれてゐるナショナル月販というふうなもの、四番目には金融機関が利用されてゐる目的預金、文化預金、こういう四点だろうと思ひますが、この法律を適用される業者というものは、どういふふうな分布になつておられるか、一つお尋ねいたします。

○松尾(金)政府委員 ただいま御指摘のございまして、現在行なわれております割賦販売は、今お話しした四つぐらいの形がございませう。この法律では、今お話しした四つの形の中の独立して割賦販売をやつてゐるもの、それからメーカーの系列と申しますか、その援助のもとにやつてゐるもの、それから金融機関が間に立つてゐる、いわゆる文化預金のもの、これらはいずれも割賦販売を実施をいたします際に、あらかじめ、ある特定の商品の割賦販売をするというふうに対応の商品が契約のとき特定をいたしております。こういう意味でいわれる個品割賦販売といわれております概念に入りますので、それらを一括してこの法律の中にうたつてございませう。それから第二のチケット販売といわれますものは、これは御承知のようにチケットの発行機関と、そのチケットで物を販売するといふ、いわゆる加盟店、それから購入者、この三つの関係でいわれる割賦販売が行なわれるのであります。この法律の中では「割賦購入あつ

せん」という名称で規定してございませう。従いまして現在行なわれております割賦販売の形は、一応この中に必要な規定は設けられておると思ひますが、ただこの法律の定義のところに書いてございませうに、あくまである商品の範囲内に限定をしておるという形でございませう。

○勝澤委員 この法律の適用を受ける業者というものは、割賦販売業者あるいは前払い式販売業者あるいは割賦購入あつせん、どういふふうな数になりますか。

○松尾(金)政府委員 現在割賦販売をやつておると推定されますものは、業者は約十五万程度あるかと思ひます。従いましてこの法律の適用を受けるといふ意味では、そういう割賦販売を行なつてゐる限りは、またこの法律の条文でそれぞれ限定しておる条件に合致する限りは、当然適用になるのであります。しかしこの中に、御承知のように登録といふような制度で、特に限定といひますか、制度に乗つかつて参りますのは、先ほどお話ししたようにいわゆるチケットで売ります購入あつせん業者、それは代金を預かるという性質から特別の制限をいたします。それから、ただ一般的に割賦をやつてゐるというのではなくて、いわゆる途中で品物を渡す、あるいは先に代金を取り立てたあとで品物を渡すといういわゆる積み立て式、あと渡し式の割賦販売がございませう。その中では、比較的取引高の大きなもの、この辺のもので大体二百数十社くらいあるのではないかとと思ひます。十五万くらいの中は、特に制限的な登録的な形になりますものは二百数十社程度で、あとはこ

こに書いてありますよりいろいろな取引条件の制約を受けるという程度になると思ひます。

○勝澤委員 先ほど大臣にもちよつとお尋ねしたのですが、金融に対する考え方なんですけれども、具体的に今どの程度までお考えになつておられるのですか。

○松尾(金)政府委員 世界各国、特に先進国といひますか、経済規模の大きなところでは、現在すでにある程度信用調節的な役割を割賦販売に持たしたことがあるのは御承知の通りであります。しかしそれと大体経済状態がかなり緊急な状態にあるときに発動されるのであります。現在、現状でそういうことを実施をしてゐる国は少ないやうであります。そういう世界各国の現状は別といたしまして、たとえば米、国等には比べてみましても、日本の場合は、現状までのところでは、割賦販売による信用供与の残高の金額が、全体のあるいは国民所得に対する比率等に比べて非常に低位であります。私どもの調査によりますと、米、国では、いわゆる賦払い信用残高が大体その国民所得の九・三〇程度を占めております。これに對しまして日本は、私どもの調査では約一・五〇程度にしかありません。よくよく見ると、もともと小さな国民所得の中で、さらに一・五〇程度の賦払い信用残高からこれをとらえて、今直ちに信用調節的な機能をこれに付与するとか、またそれだけの効果があつるかどうか、現状ではまださういふ時期には至つていないかと思ひます。ただこの法案の企図しておりますところは、将来さういふ大きな規模まで発達することを仮定いたしまして、そこま

で発達するのには健全な形で発達をしてもらいたいという意味合いでございませうが、現状では直ちにこれで信用調節的な機能を、これに付与するという段階にはまだ至っていないというより、私どもの判断でございませう。

○勝澤委員 現状の認識はそう変わらなぬと思うのです。この法律から出てくるものは確かに秩序法で、秩序をきめるだけの法律なんですけれども、この秩序法の上に立って一体どう前進をするのかということが、今問題点になろうと思ひます。その問題点は、先ほど大臣も、これは経済の調節の大きな役割をなすものだ、こう言われていませう。ですから、経済の大きな役割をなすものだということになれば、相当金融的なものを計画的に、あるいは相当意欲的なものが考えられていかなければならないと思ひます。ですから、やはりこの法案を出すにあたっては、それには相当見通しを持ったものが当然出さるべきであつて、今直ちに諸外国に比べて所得の比率からいって賦払い残高が少ないと言われても、これは割合と不確定な資料ではないだろうかと思ひます。そういうものの上に立つてものを考えれば、そうなると思ひますけれども、やはり本質的には、この法案を秩序法だけでなくして、次にどう発展をさせるかというのを、もう少し具体的に説明を願ひたいと思ひます。

機能に使っているというほどではないようであります。ほかにちろちろいろいろな信用調節的な機能を持つ道具立てがあるのであります。それに加えて、いわば補助的に使っているという程度であると思ひます。従ひまして、少なくともそういう目的に使う期間も比較的短い期間ということにあるようであります。従ひまして、将来日本におきまして、米國あるいは英國というような水準に、いつの時期にそういうところまで発展し得るかは、これはわれわれもここで推測は非常にむずかしいと思ひます。しかしいざいざにしましても、この割賦販売の制度に對して非常に大きな調節機能、あるいは本質的な調節機能を持つということは、少なくとも日本の場合にはこの当分の間は期待できないだらう、しかしいざいざにしても、この割賦販売の制度がもう少し健全な形であることが必要であるというこのスタートであります。その見通しについては、いづつまでにとりかへることは、私どもの検討の範囲では、現状ではちよつと申し上げることはむずかしいと思ひます。

○勝澤委員 大臣は大へんなラッパを吹いて行つて、局長の方はまだそのラッパについて行けないというより、な状態なんです。それはそれとして、この割賦というものを考えた場合、私はやはり二重価格だといふふうに思ひます。ですから、所得の多い者は現金で安い物を買へて、所得の低い者は割賦で高い物を買へる、こういうことなんですけれども、そういう点から考へてみると、やはり所得の高い者も所得の低い者も同じように買へるシステムが、ここで考へられなければならない

い。考へられる問題というのは、私は金融の問題だと思ひます。すけれども、金融が出されていぬ。こういうことは、ただ単なる秩序だけのものであるといふことをなせば、必然的に二重価格といふものをそのまゝ押しつけて、ある程度家庭経済といふものを無視した消費の増大をさせていく、こういうふうに考へるのですが、そういう点に對する規制といふものは、考へ方はどうなんですか。

○松尾(金)政府委員 日本の場合には、御承知のように、消費者金融を直接金融機関から供与するという制度が、ほとんどないといふのは言ひ過ぎかもしれませんが、非常に少ない状態でありませう。そういう際に、ある一定の収入が将来の収入としてある程度安定しているならば、現在においてある程度高価な、今すぐ代金の払えない物でも入手をしたいといふ消費者の希望にこたへて、現在いろいろ割賦の制度が行なわれていゝと思ひますが、しかし今御指摘のように確かに割賦の制度が運用され、この制度に乗つて運用される限りは、現金販売価格と割賦販売による価格が違ふといふことは、これは現状ではやむを得ないと思ひます。むしろ現状におきましては、割賦販売による価格と現金価格との開きが、割賦販売業者相互間の競争で、だんだん少なくなつていくといふことはある程度見られると思ひますが、しかし、現実にその間に開きがあることはやむを得ない。しかしさればといつて、現状におきまして直接の消費者金融を、金融機関の窓口からといふことになりませう。信用調査その他で非常に実現もむずかしいでありませう。

し、また金利その他非常に悪い条件になるおそれがある。そういう意味で、健全に割賦販売制度が育つ限りは、現状ではやはり消費者のためになるといふことが、私どもの考へ方の基本になつておるわけでございます。

○勝澤委員 最近消費者金融の問題で、自動車に對して都市銀行が金融措置を講ずるということが出ておりました。またそれによりまして、住友は住友の商品を売るために、三菱は三菱の商品を売るために、三井は三井の商品を売るために、こういう形の月賦販売方式といふものが出てきたやうでありますけれども、その中で問題になつていゝる点は、結局金融へつて金利が一定で、しかしこの系列金融で月賦を通じていくと一割四分だ、こういうことで、金融機関とそれから系列の月賦の会社との調節がなかなかうまくいゝかといふ話が出ておりました。これをいゝとすると、自動車でもうけて、また金利でもうけて、二重の利益を得ていゝやうでありますけれども、こういうことがメーカーの月賦の中に出ていゝるのですが、こういう点に對して、ますます現金、月賦、そして商品でもうけて月賦会社でもうける、こういう傾向といふものが出てくるやうに思ひますが、そういう点どうなんですか。

○松尾(金)政府委員 ただいま御指摘にございませう。私、実はその内容、実情をよく承知いたしておりますけれども、現在行なわれております割賦販売で、自動車が相当大きなウエイトを占めておることは事実でございませう。ただその際に、御指摘のやうな系列金融で特別な操作をやつていゝ

す。そういう点で、やはりいま一歩お進め願いたいと思うのですが……。

○松尾(金)政府委員 割賦販売は、御承知のように本来割賦販売の本質論から申しますと、比較的高価な、いわゆる耐久消費財を中心として、現金では買にくいものを中心にして行なわれることが、本来本質的な問題であると思ひます。私もおそらく、今の御話の中にも——あるいはそういう御意見からのお話ではないかと思ひますが、日本の場合は、必ずしもそういう形の本質的な割賦販売制度だけではないで、チケット発行機関が介入することによって、いわば何でも買える割賦販売というものが、日本の場合には特殊な形態として発達しております。御承知のように、現在行なわれているものでは、百円以上のものであれば何でも買える、加盟店に持つていけば何でも買えるというふうな、いわば便利な制度であり、同時に非常に零細な消費者金融が、そういう特殊の形態で行なわれているという格好になっております。しかし、この場合におきましても、やはりそういう零細な消費者金融の、介入をする機関にも何か間違いがありますと、この介入機関に加盟してあります販売店が、直ちに代金回収に支障を来すわけではございません。そういうことからいまして、日本の場合、ある特殊な形で、いわば零細な消費者金融的な役割も果たしております。チケット販売につきましても、この法案の中では、いわゆるチケット発行機関について、その信用の基礎を危うくしないようにとい

う配慮をいたしておるつもりでございます。

○勝澤委員 この法律の作成にあたっては、産業合理化審議会の流通部会の三十五年の二月一日の答申を基礎にされて、この法案は作成されたわけですね。

○松尾(金)政府委員 その通りでございます。

○勝澤委員 そうしますと、この中で私は重要な点が抜けておると思うのですが、その点はどこかというわけでありまして、たとえば、第五の「契約解除に伴う損害賠償」の中で、「購入者から支払をうけた代金を当然に没収する」という特約その他上記の規定に違反する購入者に不利な特約は無効とする」とあるわけですが、この法案の中には、この条項が削除されているのであります。この理由は一体どういうことでありましょうか。

○松尾(金)政府委員 その規定は、法案の第六條に書いてあるものであります。が、この第六條はいわゆる強行規定でございます。この第六條の中に、損害賠償額の予定または違約金の定めがあるときにおいても、ある一定額以上の支払いを請求することができないというものが強行規定になっております。から、この規定に違反した損害賠償の違約金等は、答申の内容に書いてあります代金を当然没収するといふような、いわば損害賠償金の予定、違約金の定めといふものが別にありまして、これは法律上当然無効になるといふ法律構成になっておるのでございます。

○勝澤委員 それではその次の「自力救済の禁止」の条文が、これではなく

なっておりますに思ひますが、その点どうなんでしょうか。

○松尾(金)政府委員 実は私の方から先に御説明をしなければならなかった問題であるかもしませんが、答申の中の第六の「自力救済の禁止」に関する項目、第七の「契約解除後の商品の使用、移動の禁止」、この二つの項目は、流通部会の答申にはうたわれておたのでございまして、法律化する過程におきまして、いわば法律技術的にこの二つの条項は法文化しなかつたのであります。その理由をいたしましては、第六の自力救済の云々の規定の内容のものは、これは現在の法律制度のもとにおきましては、いわゆる自力救済、加入者の家屋に立ち入って、自力で商品を取り戻すといふことはいけな

いのが、法律の解釈のいわば一般的な常識になつておるというものが法理上の解釈であります。そういういたしますと、ここに割賦販売の場合についてだけ自力救済の禁止規定を設けますと、それじゃ、割賦販売以外の場合にはいのかという反対解釈が出るおそれはないだろうかというような法律技術上の問題から、自力救済禁止の条項は、法文化することをとりやめるようにいたしましたのであります。

さらに、その第七でございしますが、これはいわば自力救済を禁止するその反面におきまして、購入者の方におきまして、代金を払わないで置いて、しかも自力救済をする方法がないということをおきくべしとして、商品をはかに移動したりその他することは、自力救済を禁止するといふ明文を置くといふことになつておると、その対抗上、いわば法律のバランス、これを規定を

しておく必要があるだろうというものが、流通部会での検討の内容であつたのでございまして、しかし、ただいま申しましたような理由で、特に自力救済禁止の明文を設けることをいたしませんでしたので、それとあらはらなしてございまして、法文の上では規定をするのをしなかつた。答申の内容と法文化の違つております点は、この第六、第七のうらはらの問題を法文化することをしなかつたという点だけ、答申の内容と違つておると思ひます。

○勝澤委員 ついでに十も説明して下さい。十も抜けているようですか……。

○松尾(金)政府委員 第十の内容は、ここにございまして、割賦販売条件の基準を公示する、そして、もしその基準がある特定の地域において守られないために、その地域の割賦販売の秩序維持が非常に困難であるという場合におきましては、いわば勧告をすることができるといふ内容のものであります。この法案の中におきましては、第二章の第二節、第九條、第十條に、そのような内容のものを規定いたしておるつもりでございます。法文の規定の文の文には、法文化する技術的な過程で若干食い違いがあるかと思ひますけれども、内容的には答申の内容を大体その通り盛り込んだつもりでございます。

○勝澤委員 それじゃ今の問題ちよつと進めますけれども、割賦販売審議会と、こちらの方は公聴会というふうに違つておるわけなんです。この点はどうなんですか。

○松尾(金)政府委員 どうも私説明を申し忘れて申しわけありませんが、実はこの流通部会の審議の際には、一般的に、まあこういう影響する範囲の広い問題については、審議会を審議して、その結果で運用するというのが常識的なものではなかつたかというので、割賦販売法の運用についての審議会を予定しておたのであります。が、実はこれは三十五年度の予算折衝の過程で、審議会の予算を計上することが、われわれの努力にもかかわらず、できませんでした。また、実問題として、この基準の公示、勧告というふうなことは、そうしばしばひんぱんに行なわれるわけでも必ずしもないであらうし、また、この基準の運用その他もかなり常識的な問題であらうといふようなことから、特別の審議会ということはとりやめにいたしまして、そのかわりに、公聴会で一般の常識に納得される線で運用をするということと、この基準の公示云々は運用できるだろうといふことで、その点も、私先ほど申しましたが、答申の内容とは食い違つた内容に相なつております。

○勝澤委員 それではこの自力救済の問題で、これは法律技術上の問題だと、こつと言われたのですが、現実には、たとえば月賦販売契約書によりまして、乙が自動車を買取しない場合に、甲又はその代理人は予告なく乙の使用又は管理に属する土地建物に立ち入り、車輛の占有を回収し、これを搬出することができると。乙はこれを妨げることができないばかりでなく、家宅侵入損害賠償等の要求をすることができない。こういう契約書が現在ある

五

わけなんです。ですから、こういう契約書があつても、現在これは無効なものだ、こういうふうなこの立法の上からは考へて、これが入らなかつた、こういうふうな理解してよろしいのですか。

○松尾(金)政府委員 自力救済のやり方あるいは内容等は、かなり事実問題でありまして、いわば抽象的に自力救済がどの程度まで許されるか許されないかという点は、抽象的にはかなり判定のむずかしい点もややつておるようでありまして。たとえば家屋に侵入して――言葉は少し妙な形ですが、立ち入つて物を自力救済的に取るというよりなことは、現在の法律常識的には、一般にいけないというふうに判断されておるようでありまして、かりに特約でそういうことが設けてあつても、そういうことをかりにその購入者、つまり家屋の所有者、家屋に住んでおる人の意思に反して強行いたしますれば、いわゆる公序良俗に違反する行為としてそういうことは許されない。極端な場合には、家宅侵入の罪に問われるというふうな場合にもなるというふうに、今言われております。現に、あの裁判所の判決によりますと、その商品の取り返し方があまりに強引であつたためであらうと思ひますが、これは事実問題でありましてからあれでございしますが、強盗罪の判決が下された例もあるようであります。従ひまして、今御指摘のございました特約等がどのようにあるに於いても、事実問題として、公序良俗に反するようない行為をされれば、当然法律上問題になるというところに相なると思ひます。

○勝澤委員 事実問題でなくて、この自販車の場合、それから自動車の場合の契約書の中に明確に書かれておるわけなんですけれども、むしろそういうふうにお考えになつておるならば、こういう契約書というものは、通産省としてはやめさせるように行政的な指導をする、こういうふうな理解をしてよろしいのですか。

○松尾(金)政府委員 割賦販売の問題につきましても、現在どういふ契約、約款が行なわれておるかという点は、前に私どもで実情調査をしたことがございします。その中には、今御指摘のよう約款が相当程度含まれておるということも承知いたしておりますが、実はこの法案審議と申しますか、その以前に割賦販売の問題を検討いたしました際にも、約款につきましても、全体的に、ある標準的な望ましい約款に、極端な場合には統一をすることが、あるいは統一ということまでにはいかなくても、ある標準的な約款を示して、その約款になるべくよつてもらいたいというふうな訓示あるいは行政的な指導的なことをやつたらどうかというふうなことも、実は検討いたしましたのであります。が、しかし、現在までのわれわれのところの調査の程度をもつて、直ちに、そこまでのことを、法律をもつて実施をするということには踏み切れなかつたというのが実情であります。従ひまして今お話のございましたような約款の中の不合理な点等は、今後特に法律による云々ではございませぬけれども、できるだけ行政指導をもつて、その点は直していくように努めなければならぬと思ひますが、現状では、法律の問題としては、そこまではいって

やるわけでありまして、しかもまた割賦販売業者相互間の競争が御承知のようになり過ぎないわけでありまして、かりに約款にそういうことを書いておつても、その約款をたてにとつて、今御指摘のようない自力救済を実施するということになりますと、事実問題として営業をやる者の信用問題にも関連をいたしました。先ほど申しましたような極端な例で判決が行なわれたという例は、私も聞いたことがたまにありますが、大部分の場合にはたといやういふ約款があつても、そういうことはやらないというものが実情のようでありまして。しかし実情がそれだから、あるいは逆に実情がそれであるなら、そういう約款は要らないではないかという見方も成り立ち得ると思ひます。しかしまたこれも逆の場合を考へてみますと、かりに悪質なお客さんがあつて、わずか一月分だけ払つてもう他に引越しておる、トラックに積んでおるところを見ながら、どうにも手が下せないというふうな極端な場合も起こり得ると、販売業者の方は言うわけでありまして。その辺は事実問題がありまして、双方の権衡の問題がありますので、現在は法文をもつてやろうとしたとしますと、先ほど申しましたような法律技術上の問題にひつかかるし、そういう関係がございしましたので、今の段階では法律をもつて一律に処理するというのはなくして、約款にそういう不都合な点があまりに横行しておるといふ点がありますれば、事実上あまり発動しないような威嚇的なものを、約款に置いておくのは適當ではないかという

ような行政指導は、今後事実問題としてやつていかなければならないと思ひます。

○勝澤委員 そこで私は一番最初に言つたのですが、流通部会のメンバーのきめ方というのが大へん問題だと思ひます。どちらの立場でこの法律が作られたかというところは、やはり消費者保護の立場か、売る方の立場かという点だと思ひます。約款があつても現実には発動しないというふうな考えられたら、大へんなことだと思ひます。たとえば、今一番問題になつてゐるのは、家の月払いという電建なんです。これは建設委員会の議事録を見てもわかりますように、大体初めから申込者の三割くらいだけ建てて、あとはとにかく金を運用するためにやつておるんだ、こういうことなんです。現実にも私ども電建へ行つて七万円納めたけれども、うちがさつぱり建たない。約款を見てみたら顕微鏡で見なければわからぬようなものが書いてあるわけだ。しかも話をしてみても言うには、向こうはうちを建ててくれるということしか言つてない、解約をしてくれるとは言つてないわけなんです。ですから表面的な言葉と現実とが離れておる内容というものは違ひます。それが長い間に被害者がたくさん出て、このごろようやく法律ができておるとしておるにもかかわらず、なおかつ、その法律もどちらの立場でできるかよくわかりませぬけれども、なかなか現在保護する法律といふものは生まれてこないように思ひます。ですから、そういう点から考へると、せつかくこまで踏み切つたのですから、私は法律技術上具体的にこの条文でできないならば、別個の条

律の問題としては、そこまではいっていないというところでございします。

○勝澤委員 部分的に今なつてきておりますけれども、私は自力救済の禁止というものは、大へんに重大なものだと思ひます。現実に、こういうふうな家宅侵入をして、そして自由に持ち出してよろしい、持つていった場合に家宅侵入罪で損害賠償の要求をいたしません、こういう契約があるわけですから、こういう建前からいけば、この流通部会でわざわざこういうことを入れたというところは、やはり現状の中で当然守られなければならぬことなんです。法律上からいへば当然そういふことはできない、こう言われておりますけれども、現実にはこれは理屈をくつつけてやられることでありまして、ましてや契約書の中にこういうことがあつて、弱い消費者が買つたのですから、こういう場合にもやはりしっかりした保護というものをしなくてはならぬと思ひます。法律技術上の問題だけでなくて、現実にあるというものを考へた場合に、何らかのことを、この法律を作り上げる上で、せつかく作るんですから、その中でそういう行き過ぎた行為はやめさせる方法を考へるべきだと思ひますが、これに対する何かお考えはございせんか。

○松尾(金)政府委員 約款の内容の問題と、それから実際に行なわれております事実といふことが、あるいはそれと伴つていろいろトラブルが起こつておりますが、その関係は、約款の通り実施されておるといふことはむしろない場合の方が多い。と申しますのは、割賦販売をする者は、営業者として、商業者としてお客さんを大事に販売を

やるわけでありまして、しかもまた割賦販売業者相互間の競争が御承知のようになり過ぎないわけでありまして、かりに約款にそういうことを書いておつても、その約款をたてにとつて、今御指摘のようない自力救済を実施するということになりますと、事実問題として営業をやる者の信用問題にも関連をいたしました。先ほど申しましたような極端な例で判決が行なわれたという例は、私も聞いたことがたまにありますが、大部分の場合にはたといやういふ約款があつても、そういうことはやらないというものが実情のようでありまして。しかし実情がそれだから、あるいは逆に実情がそれであるなら、そういう約款は要らないではないかという見方も成り立ち得ると思ひます。しかしまたこれも逆の場合を考へてみますと、かりに悪質なお客さんがあつて、わずか一月分だけ払つてもう他に引越しておる、トラックに積んでおるところを見ながら、どうにも手が下せないというふうな極端な場合も起こり得ると、販売業者の方は言うわけでありまして。その辺は事実問題がありまして、双方の権衡の問題がありますので、現在は法文をもつてやろうとしたとしますと、先ほど申しましたような法律技術上の問題にひつかかるし、そういう関係がございしましたので、今の段階では法律をもつて一律に処理するというのはなくして、約款にそういう不都合な点があまりに横行しておるといふ点がありますれば、事実上あまり発動しないような威嚇的なものを、約款に置いておくのは適當ではないかという

○勝澤委員 そこで私は一番最初に言つたのですが、流通部会のメンバーのきめ方というのが大へん問題だと思ひます。どちらの立場でこの法律が作られたかというところは、やはり消費者保護の立場か、売る方の立場かという点だと思ひます。約款があつても現実には発動しないというふうな考えられたら、大へんなことだと思ひます。たとえば、今一番問題になつてゐるのは、家の月払いという電建なんです。これは建設委員会の議事録を見てもわかりますように、大体初めから申込者の三割くらいだけ建てて、あとはとにかく金を運用するためにやつておるんだ、こういうことなんです。現実にも私ども電建へ行つて七万円納めたけれども、うちがさつぱり建たない。約款を見てみたら顕微鏡で見なければわからぬようなものが書いてあるわけだ。しかも話をしてみても言うには、向こうはうちを建ててくれるということしか言つてない、解約をしてくれるとは言つてないわけなんです。ですから表面的な言葉と現実とが離れておる内容というものは違ひます。それが長い間に被害者がたくさん出て、このごろようやく法律ができておるとしておるにもかかわらず、なおかつ、その法律もどちらの立場でできるかよくわかりませぬけれども、なかなか現在保護する法律といふものは生まれてこないように思ひます。ですから、そういう点から考へると、せつかくこまで踏み切つたのですから、私は法律技術上具体的にこの条文でできないならば、別個の条

この条文でできないならば、別個の条

文の中でこういうことがなされるような方向を考へるべきだ、こう思うのです。

そこで、あと条文的にこまかい質問をいたしたいと思うのですが、きょうはこのくらいにして、また日をあらためて具体的な質問を続けたいと思いますので、以上私の質問を終わります。

○中村委員長 次は弁理士法の一部を改正する法律案を議題とし、審査を進めます。

前会に引き続き質疑を順次許可いたします。北條秀一君。

○北條委員 私は前回に三点について質問を申し上げておきましたが、その第二点の弁理士と弁理士の関係について質問をいたします。

最初にお聞きしたいのは、政府としては弁理士と弁理士というのに対して、一体どちらに重点を置いておられるかということ、もう一つは弁理士というものはいろいろと試験制度その他で許可されておられるわけですが、現在ある千数十名の弁理士に対する信頼の度合いというのについて、政府の所見をまず聞かせていただきたいと思います。

○井上政府委員 弁理士制度の運用上、弁理士に対する関係がいろいろ問題になってくるわけがございます。弁理士になり得る資格の例外としまして、弁理士は弁理士になることができますというのが現行法の第三条にあるわけでございます。一方弁理士法第三条第二項におきましては、「弁理士は、当然、弁理士及び税理士の事務を行うことができる。」という規定があるわけ

でございます。この点につきまして、われわれとしましては、もちろん弁理士の制度が、工業所有権の制度の運用と表裏一体をなすものでありますので、そういう点で弁理士制度の適正な運用について非常に大きな関心を持っており、またいろいろ努力をいたしておる次第でございます。ただいま御質問のどちらに重点を置いているかという点につきましては、御質問の御趣旨が必ずしも明確につかみかねる次第でございますけれども、数から申しまして現行の弁理士登録者千七百七十五名中、弁理士であつて同時に弁理士の登録をなさつておられる方はわずか五十四名でございます。そういう点からわれわれとしましては、もちろん弁理士に重点を置いて弁理士法の改正も考え、弁理士制度の適正な運用というところを通じて、工業所有権制度の運用の完全を期して参りたいと考えておる次第でございます。

○北條委員 そういたしますと、弁理士で、弁理士としての登録をしなければ代理出願をすることはできないのですか。弁理士であればいかなる人であつても代理出願をすることができると私は思ふのでありますが、この点はどうなんですか。

○井上政府委員 弁理士法の昭和二十四年の改正の結果、第三条第二項の規定によりまして、弁理士は当然弁理士の業務を行なうことができるという規定の挿入を見ることになりましたので、弁理士としましては弁理士としての登録をなすことなくして、弁理士の業務は行なうことができる、こういうのが今日の法制であらうと思ひます。

○北條委員 それでは代理出願につきまして、弁理士が取り扱つた件数とそれから弁理士が取り扱つた件数とどちらがよい成功率が高いか、すなわち重ねて言いますと、弁理士が取り扱つた代理出願の方が、元来ならば弁理士は専門家でありますから、その業務についての体験と知識を持つていなければならぬわけだと私は思ふのです。従つて先日、特許の成功率は、大体全体の三五%だといふお話でございましたが、弁理士は今言いましたように専門家でありますから、当然弁理士の方がよい成功率が、弁理士に比較して多いはずだと思ふに考へられる。もしそうでないというならば、現在の弁理士というものが非常に程度の低いものだといふことに、結論としてはなるだろうと思ふのですが、その点についてどうでしょうか。

○井上政府委員 弁理士が扱つた事件と弁理士の取り扱つた出願事件について、成功率はどうなつてゐるかという御質問でございますが、先ほど申しましたように、弁理士であつて同時に弁理士としての登録を受けている者の数は五十四名でございますが、このほか弁理士としての登録を受けておられる弁理士として弁理士の業務をやつておられるのは相当あるわけでございます。この数がどれくらいであるかというところは、私も残念ながら今正確な数字を把握してないのでございますが、大体大ざっぱに言いますれば、弁理士としての登録を受けていない弁理士の業務をやつてゐる弁理士の数は、弁理士としての登録を受けてゐる弁理士の数よりは少ないだろうと考えております。それから次に、成功率と申しま

すか、この点につきましても実はわれわれとしましては弁理士と弁理士とを特に出願事件についての成功率を調査したことはございませんが、今日の実情、特に弁理士が特許、実用新案、意匠、商標を通じて扱ひ得るということになっていきます点から申しまして、今御質問の成功率の点につきましても、厳密に申しますならば特許、実用新案、意匠、商標を区別して考へなければならぬかと思ふわけでございます。と申しますことは、商標につきましてはそれ技術的な知識をもちろん要しないわけでありまして、また反対に特許、実用新案につきましては相当な技術的知識を必要とするわけでございますので、この点につきまして、両者の成功率がどういふふうな実情になつておるかという点につきましては、現在ここに正確なことをお答え申せないことを大へん残念に存じます。

○北條委員 それでは、弁理士の資格を得るために試験制度があるものでありますが、どういふふうな試験を、今実施されておられるのでしょうか。

○井上政府委員 弁理士の試験制度につきましては、予備試験と本試験と二つに分かれておられるわけでございます。問題の重点はもちろん本試験の方であらうと思ひます。その本試験につきましては、弁理士法の施行令で規定されておるのでございますが、必須科目と選択科目に分かれておられます。必須科目は現在工業所有権法というところになつております。すなわち特許法、実用新案法、意匠法、商標法及び工業所有権に関する条約でございます。それから選択科目は、法律的名ものと技術

的なものと加へまして全部で四十一科目でございます。その法律的名もの、技術的名ものを通過した四十一科目の中から受験者をして三科目を選択させることになるわけでございます。ですから、法律系統の受験者は法律関係の選択科目だけ三科目を選ぶということも可能でございますし、技術系統の受験者は技術系統の選択科目だけを三科目受験するというような方法が可能でございます。

○北條委員 こういふことをお聞きしますのは、先日長官のお話の通りに、特許の場合には出願してから二年何カ月かかるというところでございますが、特許庁のそういう仕事は、常識的にいまして相当に時間がかかつてゐる。従つて、特許が出る時分には、すでに次から次に新しいものが出ておつて、せっかく特許をとつたけれども、全く死文にひとしいというふうな実情だと思ふのです。そういう結果国民のエネルギーを非常にロスするわけですね。官庁は官庁、弁理士は弁理士、そして出願者は出願者としてエネルギーをロスする。私はそのエネルギーのロスが極力排除しなければならぬと思ふから、そういうことを申し上げてゐるわけであつた。

そこで問題は、今試験の内容については一応理解をいたしました。たとえば特許の場合をいいますと、そういう国内の法律を知つてゐるだけになしに、世界中全体として、どういふ特許が現にあるかという現状を把握することの方が、はるかに私は重要ではないかと思ふのです。そうしなければ、せっかく出したけれども、これは

他にあつた、国内にあつた、あるいは外国にあつたということになつて、そこでまたロスをするというふうなことになるわけですが、あなたのところでは、国内あるいは国際的に特許というものはどういふものがあるかというふうなことが、いつ何ときでも立ちどころにわかるように分類されてあるでしょうか、その点どうでしょうか。

○井上政府委員 弁理士の協力によつて出願内容をなるべく正確にする、そして実体的にも重複したむだな出願をなるべく減少させると同時に、形式的にも完備した出願をできるだけふやすということによつて特許行政の迅速化、促進を期していくということにつきます。まことに仰せの通りでございます。そして、そういう点から、われわれとしまして平素弁理士に対して強く要望して参つてゐるような次第でございます。その場合に、特に特許出願につきましては、どこにどんな技術があるか、技術の現状の把握をすることがもちろん重要な点でございます。この点につきましては、われわれ特許庁としましては、日本の従来の特許公報は十分正確に分類もし、整理もいたしておるわけでございます。また外国の特許公報につきましては、世界の約二十数カ国と日本との間に特許公報の交換をいたしてゐるのでございます。このうち少なくとも英、米、独、仏等主要各国の分につきましては、できるだけ最近のものまで、その内容が把握できますようにその分類、整理に努めてゐるわけでございますが、外国の特許公報等について現在までの分類、整理の状況が十分かと申し上げますと、決してまだ十分にはなつていない

わけでありまして。この点につきましては、今後予算措置を講じてましてできるだけその分類、整理の方も完全なものにやつて参りたいと思つてゐるわけでございます。なお、このほか外国の雜誌、図書等につきましては、特許庁としましては、毎年相当な経費を費やして努力をいたして参りました。またこれと並行しまして、科学技術情報センターの整備と相待ちまして、外国の技術文献についても、できるだけこれを便利に利用できるやうに、われわれとしてできるだけ努力をいたしておるやうな実情でございます。

○北條委員 審査の遅延は、結局弁理士あるいは弁理士の手から離れて書類があるあなたの方に受けつけられる、それから二年六月月なりあるいは一年三カ月なりかかるわけですから、結局審査の遅延の責任は、一に特許庁にあるということが言えると思ふのであります。なぜそんなにおくれるのかという点について、非常な疑惑を持つわけでありまして。三十一年度のこの前の弁理士法の改正の際に、手数料ですか何かそういうものを改正して、その際にも審査をもっと早くやれというふうに附帯決議がつけられておると記憶いたしますが、三十一年度以後その審査はどの程度まで能率的になつてきたか、またどういふふうな配慮をされたか、この点についてお伺いをいたしたい。

○井上政府委員 審査が今日遅延しております根本の原因は、工業所有権の出願件数が特許庁の処理能力、なかならず特許庁の人員の増加に比べてこれを上回つたというところに、根本の

原因があるわけでございます。戦前を基準として考えまして、今日工業所有権の出願件数は二倍ないし二倍以上になつてゐるわけでございますが、他方特許庁の定員はよりやう今年度昭和三十五年におきまして九十名の増加を見ました結果、よりやう戦前の最高水準に回復したという実情でございます。もちろん出願件数が数として増加しますと同時に、最近の技術の進歩の結果としてしまして、出願の内容が高度化、複雑化して参りましたことは当然でございます。また特許庁の審査官としまして一番重要な任務は、出てくる出願の内容を審査し理解しまして、そしてそのアイデアがすでにどこかの技術文献にあるかどうか、すなわち公知公用、またすでに頒布された刊行物に書いてあるかどうかを見るというものが、審査官の任務の要点でございます。それから、そういう点から申しまして出願内容が技術的に高度化して、だんだん非常に困難なむずかしい内容のものが多くなつてくるという関係と、それからもう一つ調査を要すべき技術文献が刻々に増大してゐる、そういう点から審査官としましての負担は、非常に大きくなつてゐるわけでございます。この点につきましてわれわれとしましては、最近数年年間、すなわち三十一年度以降今日まで三百名の増員を実施したわけでございますが、大体審査官としまして新人を採用して、一人前の審査官になりますにはどうして三年や四年の月日は必要でございますので、そういう点も考えつつ、われわれとしましては人員の増加と並行していわゆる研修の強化、充実ということも努めて参りました。特許

庁に最近研修所が作られましたのも、そういう理由によるわけでございます。そういうふうなやつて参りまして、一人の審査官が一年間にどれだけ処理し得るかということが、長年の経験上大体その目標がきまつてゐるわけでございますので、われわれとしましてはこの審査、審判促進の長期五カ年計画を作りまして、目下これの達成に努力中でございます。先刻申されました通り、今日の実際では特許実用新案につきましては、出願から審査終了、権利の設定まで約二年半を要してゐり、それから意匠につきましては一年三カ月、商標につきましては十一月を要しておるという非常に遺憾な実情でございますが、ただいま申しました審査と審判処理改善計画の遂行の結果といたしまして、三十九年度におきましては、特許実用新案については一年二カ月、意匠につきましては三カ月、商標につきましては六カ月に、これを短縮することが大体可能であると思つております。もつともこれには条件がございます。まして、今年度九十名の増員を見ることができたわけでございますが、今後一兩年間はやはり相当大幅の増員を続けていくことが必要であらうと考えております。そういうわけで、ここ数年

に、工業所有権制度の運用をできるだけ即応させて参りたいという考え方で、努力をいたしておるやうな次第でございます。

○北條委員 五カ年計画のこととはわかりましたが、それでは三十一年度の法律改正のときの附帯決議は、今もなおかつ生きておると私は思うのですが、そういうふうなあなたの方では認識されておるかどうかが、それが一つ。それからもう一つは、三十一年度に附帯決議をつけて、今のお話によりまして三十四年から五カ年計画をお立てになつた。それすると、三十二年、三年と二カ年間ブランクになつてゐる。これはあなたの方の非常に大きな責任だと思ふのですが、なぜ一体そういうふうな二カ年ブランクにしたのかということ。第三点は、研修所を設けようとおるわけでございますが、一人の審査官が一年間に審査を完了する件数、これは一体三十九年にはどの程度まで持つていくことができるか。その点について、あなたの方の計画を一つお示し願ひたい。

○井上政府委員 三十一年度の附帯決議と申されましたが、三十一国会においての附帯決議であらうと考えております。その次の審査官一人当たりの処理件数の点についての御質問でございますが、これは特許、実用新案と意匠、商標によりまして、もちろん大きく違つたわけでございますが、御質問は大体特許中心のやうでございますので、特許、実用新案について申し上げます。最近昭和三十四年現在で申しますれば、大体一人当たり二百四、

五十件というところを努力目標件数といたしておるわけでございます。こう申しましたも、もちろん電子関係とか原子力関係という記号性科学の関係でございますとか、他方日用品関係とか繊維関係とか、その他農機具関係でございますとか、いろいろ凡百の分野にまたがっておりますので、前に申し上げましたのは全体を通じての平均でございますが、かような技術内容の特許、実用新案につきましては、もつと四、五百件もやっております審査官もございまして、また非常に高度なむずかしい電子計算機関係その他のような新技術につきましても、もつと処理の件数が少ないわけでございます。三十九年度において、その処理件数をどれくらいに持つていくかという御質問でございますが、この点につきましても、前はもつて申し上げたいと存じましては、先刻申しましたように、出願の内容は刻々に高度化、複雑化して参りますことと、それから審査官が調査すべき技術文献の数は、これも日を迫りて増大するといふ関係から申しまして、外国の特許庁におきましても審査官の処理目標、ノルマというものはこれをキープすることがせい一ぱいと申しますか、その目標がだんだん低下していくのがむしろ自然の勢いであるといふふうに考えられておるわけでございます。そういう点で、われわれとしましては三十九年度現在の処理目標あたりは三十九年度までこれをキープしていききたいと考えております。これをキープしていくことは、相当な努力を要するわけでございますが、と同時に、反面事務の方法、やり方を近代化する、そういう事務能率増進、

事務の処理の仕方の近代化という方法によつて、他方で能率を増進していく、そして両方相待つて結果的には三十四年あたりの処理目標というものを、三十九年あたりにこれをキープする、あるいはできればこれの一割ぐらの能率の強化といふことを考えているわけでございます。

○北條委員 時間がだんだん迫つて参りますので、次に進みます。

第三点としまして、審判官と審査官について、審判官と審査官とその実力においてどの程度違ふのかといふことを一つお聞きしたい。

それから第二は、審判官なりあるいは審査官が、ある一定の年限を経ると、自動的に弁理士の資格を得るといふことになつてくると、結局審判官としてあるいは審査官として独立して仕事をやつた際における彼の報酬といふものが比較されてくると思ふのです。だから、人間でありますからよりよい報酬のある方に移つていくことは、当然であると思ふ。そうなるべくと、今のようないやうな方をやつていくと、特許庁でいろいろと人材の養成をされておるんでありますけれども、結局今のようないやうな待遇条件からいいますと、なかなかいい審査官なり、あるいはそういう審判官といふものを養成することはできないんじゃないかといふことを考える。従つて前の国会において附帯決議をつけたのは、特殊な待遇をしなければいい人間は得られないぞ、こういう大きなねらいがあつたと思ふ。今日いろいろの大学から卒業生は、ことにことしのより黄金の年といわれるような年に

は、方々の採用条件がいいんですから、どんどんそつちへ流れていって、結局特許庁に来る者は人間が足りない、また来て——こゝろ言へば少し口が過ぎるかもしれませんが、あまり筋のよからぬ人間を特許庁は引き受けなければならぬ、こういうふうに考えるのですが、その点について長官はどういうふうな考えを持っていられるか。

○井上政府委員 審査官と審判官の実力というふうな点についての御質問がございましたが、今回法律の改正に關連しまして、審査官と審判官につきましても、資格といふものは、政令でもつて定められたわけでございます。その政令の規定について申し上げますと、審査官は四年以上特許庁において審査の事務に従事した者といふのが、中心的な要件になつておるのでございます。それから審判官につきましても、これは五年以上特許庁において審査官をやつた者といふのが、その中心的な要件でございます。こういうふうな審査官と審判官という場合には、審判官の方がより多くの知識、経験を積んだ者といふふうに、われわれとしては考えておるわけでございますが、実際の特許庁におきまします人事の運用上、審査官の経験者の方から審判官の方へ回す。あるいは審査官の経験者を審査系統の課長にする。そして審査系統の課長経験者、また審判官の方へ回すといふふうに、両方の人事について審判官の方を上位に考えておるようなわけでございます。

次に、審査官、審判官の待遇の問題に關連しまして、特許庁としてこれが優秀な人材を充実に、要員を十分つ

かむことができるかどうかといふ点の御質問であつたかと存じます。もちろん審査官、審判官の給与といふものと、弁理士としましての収入を考えます場合には、弁理士としての収入の方が、一般的に申しましてはるかに多いであらうと思ひます。がしかしながら、特許庁でも現在何時でも弁理士になり得る資格を持っています者が、すでに百名をこえているのでございますが、そういうような審査官、審判官もやはり日常特許行政に専念いたしておる実情でございます。その点につきましてわれわれは審査官、審判官の待遇をできるだけ改善したいといふことを考え、また国会における先般の附帯決議の御趣旨もございましたので、いろいろ努力をしたのでございますが、今年度からよりよく審査官、審判官につきましても調整額といふものがつくことになりました。これは、審査長とか審査官といふような管理職につきましても、審査官といふ管理職につくことでは、いわゆる管理職手当がつくのでございますが、それ以外の普通の審査官、審判官についても、今回八割の調整額がつくことになつたわけでございます。そして、他の公務員と比較してこの点につきましてもはや有利になつたわけでございます。

それからもう一つ、今般この弁理士法の改正の結果としまして、審査官または審査官としまして七年間特許行政、審査、審判の事務に従事した場合に、弁理士試験を要せず弁理士になることができるというふうな法律改正案をここに提案しました理由も、そうすることによつて審査官、審判官が十分に安心して平素の業務に専念することができるといふ点と、それ

から新人を、できるだけ優秀な人材を特許庁としてつかんでいきたい、そういう点から今回の審査官、審判官につきましても資格の特例、弁理士としましての資格の特例の改正案を提出したわけでございます。

○北條委員 要するところ、審査官と審査官の待遇は、私は相当考えなくちゃならぬと考えるのです。そうしなければ、今お話をいたしましたように、今般法律を改正して、審査業務に七年間従事したならば自動的に弁理士たることの資格を得るといふことになる、結局特許庁は弁理士の養成所みたいなやつて、待遇が悪いから、七年間過ぎたらだんだん弁理士に出てしまふといふことになる、いよいよもつて特許庁といふものは時代の波から取り残されて、審査期日を早くしよう、遅延しないようにしようと考えておつても、ますますこれから先、審査業務といふものは遅延して行くことになりはしないかといふことをおそれるのであります。従つてもしそういうことならば、むしろこの際審判官なり審査官について、なるほど八割の特殊の手当がつくといふことでありましようが、もつとその点を改善すべきじゃないか。ことに審査の手数料で、實際あなたの方では、露骨な言葉で言いますと、もうけにやうなわけだと思ふのです。相当の金額が残つてゐるはずで、でありますから、特殊なものをこの際あらためてやつたらどうか、こういうふうな考えなのですが、そういう点について御意見を承りたいと思ひます。

○井上政府委員 今回の弁理士法改正の結果、七年を経過することによつて

弁理士としての資格を持つことにな
る、そういう審査官、審判官が弁理士
として流れて出ていくということにお
いて、特許庁の行政上むしろいろいろ
支障を生ずることがないだろうかとい
う点につきましては、先ほど申しまし
たように、現在すでに百名余りの弁理
士となり得る資格を持つ者がいるわけ
でございますけれども、そういう審査
官、審判官も特許行政に日々専念いた
しておるような実情でございます。
で、この改正の結果特に弁理士の方に
審査官、審判官が出ていくという懸念
は私は持っていないのでございます。
それは申しまして、特許庁の審査
官、審判官の待遇改善をもう少し考え
るべきであるという点につきましては
全く同意であります、われわれとし
まして、今般人事院、大蔵省と交渉の
結果、先ほど申しました八%の調整額
の付与ということを見ることになりま
したが、決してこれでもって十分だと
考えているわけではございません。で
きますれば裁判官のように、一般の行
政職の俸給表とは別に、審査官、審判
官としましての別系統の一本立の特別
の俸給表のようなものを、特に作るべ
きではないかということも、われわれ
としては考えているわけでございま
す。そんなことと並行いたしまして、
先ほど御指摘の通り、特許庁としまし
ては歳入、歳入比をばまして、歳入の方
が相当大幅の黒字となっているわけで
ございまして、そういう点をも強調しま
して、われわれとしましては、特許行
政上必要な歳出予算というものは、
できるだけ今後増加することに努力
して参りたいと考えております。審査
官、審判官の待遇改善の問題につきま

しては、全くわれわれも同じ気持を
持っておりますので、今後とも何とぞ
御支援、御協力をお願い申し上げます
と思ひます。

○北條委員 要するところ、今日のよ
うに文化の進む時代に、科学技術振興
が非常に全国的に、また全世界的に叫
ばれているときに、特許庁というもの
は時代の目だといふ私は信ずるのです。
その時代の目である特許庁が、どうも受
ける感じは何だか古ぼけた能率の悪い
役所のように思えるのです。でありま
すから、何とかして時代の目らしく特
許庁というものを近代的な感覚の上に
作り上げていきたいと思ひます。私は
今までお聞きしたようなわけでありま
す。従つてその点は、今回の法律の改
正によつて急に右から左というわけに
はいかないと思ひますが、一そう不断
の努力を今後とも要望したいと思ひま
す。

最後に第四番目の点でございませ
うが、弁理士法の根本的な改正、全面
的な改正をしたらどうかということ、
私は先般申し上げておきましたが、そ
の点についてお伺いをいたしたいと思
ひます。最初に、この弁理士法は、法
律そのものが古い形態をとつておりま
す。ですからその法律を読んでみても
も、特許庁というものの、弁理士法とい
うものが、いかに時代からずれておる
かということをお考へるのであります
が、こういうような点も直していく必
要があるのではないかと。これは参議院
でも質問があつたやうであります。が、
現在の法律は口語体であり、しかも憲
法さえもひらがなで書いてあるのに、
片方はかたかなで文語体で書いてある
というふうなことをいつまでやってい

るのか、こういうふうなことににつきま
しても、私は考えていかなければなら
ぬと思ひます。先ほど来申し上げま
したように、審判官、審査官が時代の
目として、今科学技術の進歩の先端を
切っていくというだけの力を持つた
めには、やはりそれだけの裏づけを審
判官、審査官についてやらなければい
けない、こういうふうな考へるので
す。従つてそういう点は別に弁理士法
のカテゴリーに關係するわけではござ
いせんが、そういう点、及び弁理
士と弁理士との關係とか、あるいは弁
理士は権利に關して訴訟が起きた際、
その訴訟に對して役割を持たしてい
くと私は思ひますが、そういう点につ
いていろいろございまして、弁理士
法の根本的な改正を、もうすでに心が
くべきではないかというふうに、私は
常識的に考へる。その点についての専
門家としてのあなたの方の御見解を承
りたいと思ひます。

○井上政府委員 弁理士法の全面改正
を要すべき時期ではないかという点に
つきまして、結論から申し上げますと、私
も同様な気持を持つておるわけでござ
います。申すまでもなく、現行弁理士
法の基礎は大正十年の制定でございま
して、御指摘の通りに、文章が非常に
旧時代的な文章でございまして、内容と
しましては相当大きく改正しなければ
ならない点が多いということとはわれわ
れも感じております。特にまた、大正
十年ほとんど同時に制定を見ました特
許、実用新案、意匠、商標等の法が他
方、全面的な改正を見ておるわけでござ
います。また弁理士法、公認会
計士法とか、同種立法がここ数年來、
どんどん改正されておるといふ点から

見ましても、弁理士法について、この
際全面的な改正を加えるべきであるとい
うふうに、われわれも考へているわ
けでございまして。

しかしながらこの弁理士法の全面改
正という点につきましましていろいろ研
究を加えてみますと、いろいろ大き
な問題が出て参るわけでございませ
う。たとえば前会にも申し上げましたよ
うに、今の弁理士は特許、実用新案、意
匠、商標という四つの制度、四つの法
律に關する出願等の事務を同時に扱う
ことが出来る。しかしながら今日の情
勢から考へてだんだん弁理士について
も専門化していくべきではないか、分
科していくべきではないか、言いかえ
れば特許關係の弁理士、商標關係の弁
理士と分野々に応じてこれを専門化
していくことが必要ではないかという
議論がございまして。また専門分野にお
いて、これを区別し分科することにも
關連しまして、試験制度をどうするか
という点、また大きな問題でござい
ます。先刻申し上げましたように、工
業所有権法というもののだけが必須課目
でございまして、他方において
物理化学その他の技術的な知識につ
いても、これを試験する必要があるで
はないかという議論、意見もございま
す。また選択課目の点につきましまして
も、何と申しますか、法律的なものと
技術的なものと両方要求するように改
正すべきではないかという考へ方もあ
るわけでございまして。また弁理士につ
きましては研修制度というものが、現
在あるわけでございまして、これに相
当するやうな、司法修習生について従
来やつて参りましたやうな研修制度、
そういうものが弁理士についてはご

ざいませんで、弁理士についても何
か研修制度を考へるべきではないかと
いう問題もございまして。

それから次に、最後に一番大きな問
題としまして、先ほど北條委員からも
申されました弁理士との關係を、どう
調整していくかという点、これも非常
にデリケートな、また同時に非常に重
要な問題でございまして。そういうよ
うな問題を包含しましての弁理士制度の
根本的改正、全面改正という問題は、
これは相当時間を費やしまして、關係
方面、學識経験者の御意見も聞き、ま
た外国の法制等も参考にしてまして、同
時に検討して参る必要があろうかと存
じます。そういう意味で、われわれと
しましては、今回はさした次第で必要
な部分改正として提案した次第でござ
いまして、ただいま申されましたや
うな御趣旨に沿つて今後弁理士制度の全
面改正については、なるべくすみやか
に十分慎重な検討を続けて参りたいと
考へておる次第でございまして。

○北條委員 だいぶ時間もおそくなり
ましたので、これできようはやめます
が、弁理士の方に、相当弁理士法の改
正についての意見があるということ
は、私が冒頭に申し上げたのでありま
す。従つてそれらの点についてできる
限り勉強しなければならぬもので、
必要があればあらためて質問すること
をいたしまして、きようはこれでやめ
ます。

○中村委員長 本日はこの程度にとど
め、次回は公報をもつてお知らせする
こととし、これにて散会いたします。

午後一時一分散会